

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

習志野市

2 構造改革特別区域の名称

習志野きらっとこども園特区

3 構造改革特別区域の範囲

習志野市全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、千葉県北西部の臨海部に位置し、東京都心からほぼ30km圏、鉄道による所要時間は約30分程度にあり、面積2,099haで、住宅を主体に都市化が進んでいる東京の近郊都市である。本市の人口は156,007人(平成16年4月現在)、就学前の子どもの人口が9,297人(市人口の約6%)であり、合計特殊出生率が平成15年は1.11%(平成14年1.19%)と少子化が進行している。

文教住宅都市習志野は、50年の歴史の中で幼児の保育・教育に力を注ぎ、これまでに市立幼稚園15施設、市立保育所14施設を設置している。

現在、私立幼稚園は5施設で、民間の認可保育所はなく、その結果4歳児5歳児の約63%が市立幼稚園か市立保育所に通っており、乳幼児施設の公設比率が高い自治体となっている。

このような中、近年、急速な少子化・核家族化・母親の社会進出等により幼稚園の定員割れを起す一方で保育所の入所希望者が増加し待機児童の解消が求められている。又、保育所・幼稚園施設の老朽化も進行し保育環境の維持も深刻な状態になっている。

少子化の進行、核家族化の増大等は、子どもが子ども同士の交わりの中で育ちあう機会を少なくしている。又女性の社会進出や共働き家庭の増加等により、預かり保育をはじめ、保育時間の延長、一時的な保育、病後の保育などの多様な保育ニーズへの対応が求められている。さらに地域コミュニティの希薄化や子育てに関する智恵の伝承の途絶などから、子育て・子育てに悩む保護者が増加し、未就園児の子育て支援に対する要望も多くなっており、保育・教育・子育て支援に対する新たな行政対応が求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、近年の経済や社会の変化による子育て子育て問題に対応すべく、平成15年6月24日に保育一元化を目指す「習志野市におけるこども園構想」を策定し、本構想を具現化するために、早期に「こども園」建設に取り組むものとした。こども園では、就学前のこども達を幼稚園児・保育所児・未就園児と区別なく、地域の子ども達として総合的に捉え、子育て・子育ての地域の拠点として多様な保育・子育て支援を展開しようとするものである。本市のこども園の基本的な考え方は、

幼稚園・保育所・子育て支援施設の管理運営の共用化、
幼稚園教育要領、保育所保育指針、本市保育一元カリキュラムに基づく
保育・教育の実施、
幼保合同活動（幼保合同保育）の実施や多様な保育の実施、
特別保育事業などの多岐にわたる子育て支援事業の実施

である。

そのためには、本構造改革特別区域計画において「幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の認定を得ることが、本市のこども園構想の推進に不可欠である。

こども園では幼稚園児と保育所児の4,5歳児の合同活動（合同保育）を通して、子どもたちが同年齢や異年齢の友達と関わりながら集団生活を経験することで社会性が涵養され、日々切磋琢磨しあいながら協同・自主及び自律の精神の芽生えが養われるなど人間形成の基礎が培われる。

子どもは人と人を結びつけるかけがえのない存在であり、子育て・子育ての拠点である「こども園」が地域の活性化を図るとともに、保護者の社会参加・女性就業率の増加等経済的発展へと導くものとする。このように習志野市が実施する地域の拠点としての「こども園」は、新しい子育て・子育ての先駆的な取り組みとして全国に発信するものであり、構造改革が全国的に波及していくことが期待できるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

未来を担う子どもたちが望ましい環境の中でより良く育ち「子どもがいつも輝くまち」を創造することは、本市のまちづくりにおける大きな目標であり、近年の経済や社会の変化を見るとき、多様化した子育て・子育てニーズにできる限り対応しつつ、子どもが安全で安心して過ごせる環境を再構築することが早急に取り組むべき課題である。

本市は50年の長い歴史の中で市立幼稚園と保育所の運営に特に力を入れてきた。しかし社会の変化の中で、それぞれの特徴を融合した新しい保育のあり方が問われている。又、これらの施設には、子育てに関する疑問や悩みに応える子育て支援センター機能を果たすことも近年要請されている。このように地域における子育て支援施策を充実させていくことが望まれる中で行

政には、市民と適正な役割分担を担い、地域での子育て・子育て支援を総合的に展開するための、コーディネーターとしての役割を果たすことも求められている。加えて財政事情を考えた中で、限りある資金及び資産を有効活用し、着実に実現化していく手法も検討されなければならない。

本市はこれまで培ってきた幼稚園・保育所の実績を生かし今後の保育所と幼稚園の在り方及び地域における子育て支援等について、総合的に再構築を図るべく検討した結果、本市の就学前の子どもたちの子育て・子育て支援に対する新たな施策として、「習志野市におけるこども園構想」を策定した。

こども園での目標は

地域のすべての子どもたちが通える同じ就学前教育施設として機能し、幼稚園児・保育所児が合同で習志野市保育一元カリキュラムに基づいた、質の高い保育・教育を受けることを可能とする。

地域の0歳から5歳までの異年齢の子どもたちが関われる施設として子どもたちが子ども社会の中で群れて遊ぶことを実現すると共に、地域の様々な人々との関わりを経験することにより、人間関係や友達関係を広げ、豊かな人間性を育み、集団生活を通して社会のルールなどを学びながら、一人ひとりの健やかな成長発達を実現することを可能にする。

幼稚園教諭・保育士・看護師・栄養士などがその専門性を生かし、連携をとりながら一体となって保育・教育・子育て支援を実施することにより、層の厚い子育て・子育て支援を実現する。

子どもの幸せを基本とした上で、子育て・子育ての様々なニーズに応え、多種多様な特別保育を実施する。

(幼稚園、保育所4, 5歳児の合同活動(合同保育)、幼稚園での預かり保育、保育所での延長保育、産休明け保育、一時保育や地域子育て支援センター)

育児に不安や孤独を感じている親が増えるなかで、育児相談や子育ての交流の場を提供するなど、地域の子育て支援の拠点としての役割を果たす。(各種子育て相談・子育てに関する情報の提供等)

このような地域の子育て・子育ての拠点であるこども園を、本市は全市的に拡充を図るものとするが、まず当初から本特例措置の適用を受けることを想定している施設として、東習志野幼稚園・東習志野保育所・子育て支援センターを合築した(仮称)東習志野こども園において平成18年4月、特定事業(合同活動事業等)を開始する。その後(仮称)東習志野こども園の実施状況を踏まえながら、全市的にこども園を整備し事業を展開していくものである。

本市の本計画は、今後の新たな就学前保育・教育のあり方を示すものであり、「こども」という視点に立ち社会性の涵養、豊かな人間性を構築する保育の実施と、様々な養育家庭のニーズに対して柔軟で適切な対応が可能な次代の子育て・子育て支援の先導的な取り組みとして、全国への広範に波及するものとする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効 課

(経済的効果)

こども園では、多様な保育サービスや子育て支援などのサービスが強化されるので、保護者としては子育てしやすい環境を得られることにより、女性の社会進出やパート労働等の地域雇用が促され、地域の経済的活性化に寄与する。

総合施設のこども園として、幼稚園・保育所・子育て支援センターを同じ指示系統の下で運営することから、職員配置など保育に掛かる運営費を削減することが可能となる上に、これまでにない保育サービスを提供することが可能となる。

市立幼稚園・市立保育所は施設の老朽化が進んでおり、施設の建て替えや大規模な修繕が近々に必要な状況であるが、厳しい財政状況からそのすべてに対応することが困難である。そこで総合施設であるこども園を設置することにより、施設の統廃合が可能となり、施設更新費用の削減や既存施設の有効利用が図れることから財政効率化が可能となる。さらに無用になった既存施設の土地処分を図ることができるなど、生み出した財源を今後のこども園の全市的な施設整備に還元していくことが可能となる。

(社会的効果)

こども園では、保護者の育児環境や就労の有無に関係なく、同じ施設で幼稚園・保育所の合同活動を実施することから、幼稚園・保育所それぞれ保護者間にこだわりがなくなり、子どもを介しての親同士の交流が進みやすくなる。また、保護者は多様な親とのふれあいを通して、子育て観に広がりを持って、子育てに関する悩みなどを軽減することができ、社会問題となっている子どもに係る事件の防止に寄与できるものと考えられる。

こども園の子育て支援事業等を通して、保護者は地域の様々な人々との交流の機会が持てるようになり、地域の人々にとっても、子育てに協力し参加する場が広がるなど、地域における交流が深まり、低迷している地域コミュニティの活性化が期待される。

(教育的効果)

幼稚園教育と保育所保育が合体されることから、より質の高い、一人ひとりの子どもの成長発達に適した肌理細やかな保育を実施することが可能となる。

こども園では、幼保合同活動を実施することから、幼稚園・保育所間で移籍をする場合、これまでのように新たな施設へ転園所する必要がなく、保護者の生活状況や離転職による経済変化などに影響を受けることなく、安定した保育・教育が可能になる。

合同活動(合同保育)により、同年齢の子どもたちが同じ園で生活することから、幼保小関連教育がさらに充実するとともに、小学校入学に対しての不安が減少して小学校への円滑な移行が期待できる。

以上のような一連の効果により少子化の抑制にもつながるものと考えられる。

8 特定事業の名称

807 「幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」

914 「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

地域子育て支援センター事業（こどもセンター）

- ・ 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施をする。
- ・ 実施日・・・月～土 9：00～16：00

一時保育促進基盤整備事業

- ・ 専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応する。
- ・ 実施日・・・月～土 8：30～17：00

預かり保育事業

- ・ 幼児の心身の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的に、幼稚園児を教育課程に係る教育時間以外の時間帯で幼稚園の管理下において保育する。
- ・ 実施日・・・月～土 教育時間終了後～17：00

子育て相談事業

- ・ 保育士、幼稚園教諭、看護師、栄養士、が育児不安を解消するために離乳食等こどもの食についてや子どもの病気など、専門的な立場からの相談を実施する。

所管組織の一元化（こども部の設置 - 平成16年4月より実施）

- ・ 保育所事務と教育委員会の権限に属さない幼稚園事務を一本化し、保育士、幼稚園教諭が同じ指示系統で、同じ情報を得て、スムーズにこども園運営を実施していくことができる体制をつくる。

別紙

1 特定事業の名称

(1) 番号

807

(2) 名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特別区域内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業主体

習志野市

(2) 事業が行われる区域

習志野市全域

(3) 事業の実施期間

平成18年4月1日～

(4) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している施設

東習志野こども園(平成18年1月開設 4月合同活動実施)

「幼稚園と保育所の共用化等に関する指針」に基づき整備された施設

(5) 概要

文教住宅都市習志野は50年の歴史の中で幼児の保育・教育に力を注ぎ、これまでに市立幼稚園15園、市立保育所14園を設置している。しかし、合計特殊出生率(H15年数値)が1.11まで低下し、また就学前児童数が総人口の6%といった数値に見られるように、深刻な少子化、核家族化、女性の社会進出等の社会変化の波が、幼稚園の定員割れによる小規模化、保育所入所希望者の増加に伴う待機児の増加といった状態を生み、子ども施策の大きな転期を迎えている。

そこで本市では、時代変化を踏まえ、子育て・子育ての支援のあり方を検証した結果、既存施設の枠を超えて新たな地域の子育て・子育ての枠組みを構築することを最優先課題として、地域の拠点となる保育一元化施設「こども園」を設置することとした。

「こども園」では幼稚園児・保育所児・未就園児と区別無く、地域の子どもたちとして総合的に捉え、多様な保育・子育て支援を展開しようとするものである。多様な保育の一環として、幼稚園児・保育所児が同一施設内において、習志野市の保育一元カリキュラムによる合同保育を実施していく。子どもたちは、多くの地域の子どもたちや異世代の人々と同一施設の中で共に過ごし関わ

ることで、日々切磋琢磨しあい、人間形成上最も重要である社会性を培う。子どもは人と人を結びつけるかけがえのない存在であり、子育て・子育ての拠点である「こども園」が地域の活性化を図り、生活の向上及び経済的發展へと導くことができる。

5 当該規制の特例措置の内容

【特例措置の必要性】

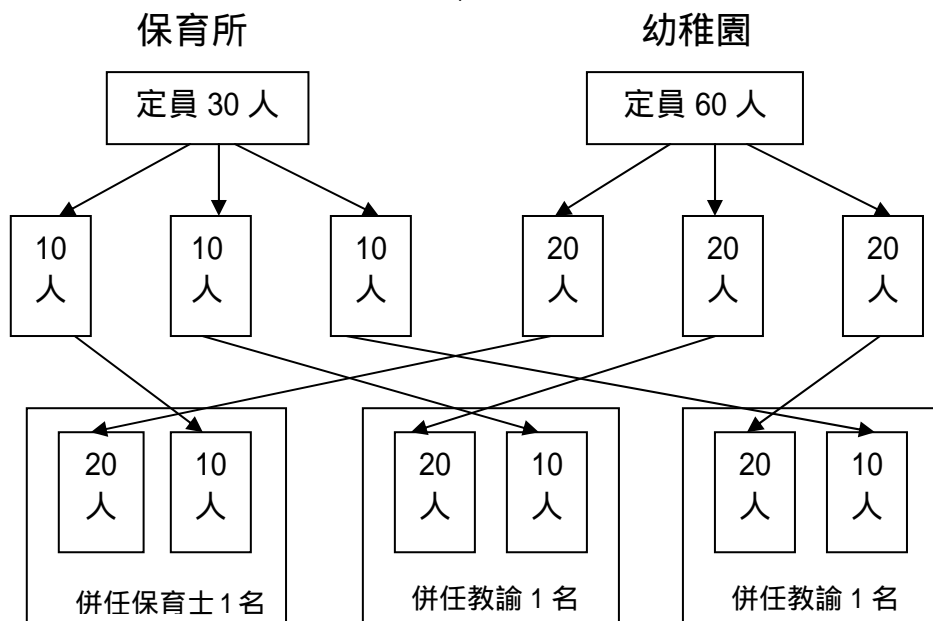
少子化の進行、核家族化の増大、地域コミュニティの希薄化などにより、地域においては、子ども同士の交わりの中で育ちあう環境が減少しており、社会性が育まれにくくなっている。

本市の幼稚園においても、少人数化しており、幼児同士のふれ合う機会が減少し、社会性を育むうえで必要な集団教育（保育）が成立し難い状況が一部に発生している。そのため、異年齢の子ども達や同年齢の子ども達が関わりあい、集団生活を通して社会のルールなどを学び、健やかに成長できるような保育環境を整備することが必要であり、幼稚園、保育所の4，5歳児の合同活動（合同保育）を実施する必要がある。

【特例措置の内容】

幼稚園における合同保育は、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき整備された幼稚園施設（こども園、既存幼稚園）の4歳児及び5歳児それぞれのクラスにおいて、幼稚園教諭と保育士の両資格を有し、幼稚園幼稚園教諭と保育所保育士の双方の併任発令をされている職員のもとに、幼稚園教育要領および保育所保育指針を基に作成した習志野市保育一元カリキュラムにより、クラスの定員内で、幼稚園児と保育所児の合同活動（合同保育）を実施する。

（こども園における保育形態 4，5歳児）



(保育の流れ)

7 : 0 0	こども園開園
7 : 0 0 ~	保育所児随時登園
8 : 5 0 ~ 9 : 0 0	幼稚園児随時登園
9 : 0 0 ~	合同活動 (幼稚園児保育所児同一クラスにて) <ul style="list-style-type: none">・好きな遊びをする。(主体的な遊び)・課題のある遊び。・集団的な遊び・行事への参加・表現、文化体験・自然、社会体験
1 1 : 3 0 ~	<ul style="list-style-type: none">・片付け・用便・汚れた衣服を着替える・給食時の活動をする(食事室に行く)<ul style="list-style-type: none">手洗い、準備、当番活動給食を食べる・片付け、歯磨き・好きな遊びをする (保育室、園庭)・午前中の活動の継続・降園時の活動をする<ul style="list-style-type: none">絵本、紙芝居をみる。 保育者の話を聞く等
1 3 : 3 0 ~	幼稚園児と保育所児の分離
1 4 : 0 0	幼稚園児降園
1 4 : 0 0 ~	幼稚園児預かり保育児と保育所児の合同保育
1 6 : 3 0 ~	保育所児随時降園
1 7 : 0 0	幼稚園児預かり保育終了
1 9 : 0 0	こども園閉園

幼稚園における合同保育は、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき整備された統合施設(こども園)の4歳児及び5歳児それぞれのクラスにおいて実施する。

【特例措置適用の要件】

- 1 幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準（面積・職員配置）を満たしていること。

(1) 面積

ア．保育室面積（保育所）

	定員	現員 (実施人数)	学級数	保有面積:児童福祉施設最低基準
4歳児	30	22	1	62.40 m ² 59.40 m ² (1.98 × 30)
5歳児	30	20	1	62.40 m ² 59.40 m ² (1.98 × 30)
合計	60	42	2	

実施人数は、H16.5.1の入所児数。

イ．園舎の面積（幼稚園）

	定員	現員 (実施人数)	学級数	保有面積:幼稚園設置基準
4歳児	60	33	2	1,067.22 m ² 520 m ² (320+100 × (学級数 - 2))
5歳児	60	46	2	
合計	120	79	4	

実施人数は、H16.5.1の園児数。

(2) 職員配置

	定員	現員 (実施人数)	職員配置	児童福祉施設最低基準	幼稚園設置基準
4歳児	90人	55人	3人	30人につき1人	35人につき1人
5歳児	90人	66人	3人	30人につき1人	35人につき1人
合計	180人	129人	6人		

実施人数は、H16.5.1の園児数。

2 職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること。

構造改革特別区域計画の認定後、幼保合同活動（合同保育）に当たっては、幼稚園教諭・保育士の併有資格者を配置し、幼稚園教諭及び保育所保育士の併任辞令を発令する。

3 保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであること。

本市は早くから「幼稚園の子ども」「保育所の子ども」ではなく「地域の就学前の子ども」としてとらえ、「幼保小関連教育」に取り組んできた。昭和40年代の前半から、小学校入学前の子どもたちに共通の経験をさせる目的で、幼稚園と保育所の子ども同士の交流を始めている。

さらに幼稚園・保育所・小学校職員で構成する「幼保小関連研修会」は、30余年の歴史と伝統をもって定期的に行われ今日も続いている。

昭和56年には、5歳児の保育・教育が小学校教育へ円滑につながるよう、幼保で共通したカリキュラム（幼保基準カリキュラム）を作成し、幼保の共通理解と連携を深めてきている。

これらの経過を経て平成15年4月、習志野市の全ての就学前の子どもたちが、人権を尊重され、豊かな生活を享受し、健全な人間形成の基礎を培うことを目標に、幼稚園・保育所・小学校職員が連携して、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」を踏まえ、新しい時代の教育・保育・子育て支援を創造する際の方向性や基本的な視点を示す「習志野市就学前子どもの保育一元化カリキュラム指針」を策定した。さらに本指針を受けて保育内容を具体的に表現した「保育一元カリキュラム」を基本として保育を実践していく。

別 紙

1 特定事業の名称

(1) 番号

9 1 4

(2) 名称

保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特別区域内の保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業主体

習志野市

(2) 事業が行われる区域

習志野市全域

(3) 事業の実施期間

平成18年4月1日～

(4) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している施設

東習志野こども園(平成18年1月開設 4月合同活動実施)

「幼稚園と保育所の共用化等に関する指針」に基づき整備された施設

(5) 概要

文教住宅都市習志野は50年の歴史の中で幼児の保育・教育に力を注ぎ、これまでに市立幼稚園15園、市立保育所14園を設置している。しかし、合計特殊出生率(H15年数値)が1.11まで低下し、また就学前児童数が総人口の6%といった数値に見られるように、深刻な少子化、核家化、女性の社会進出等の社会変化の波が、幼稚園の定員割れによる小規模化、保育所入所希望者の増加に伴う待機児の増加といった状態を生み、子ども施策の大きな転期を迎えている。

そこで本市では、時代変化を踏まえ、子育て・子育ての支援のあり方を検証した結果、既存施設の枠を超えて新たな地域の子育て・子育ての枠組みを構築することを最優先課題として、地域の拠点となる保育一元化施設「こども園」を設置することとした。

「こども園」では幼稚園児・保育所児・未就園児と区別無く、地域の子どもたちとして総合的に捉え、多様な保育・子育て支援を展開しようとするものである。多様な保育の一環として、幼稚園児・保育所児が同一施設内において、習志野市の保育一元カリキュラムによる合同保育を実施していく。子どもたちは、多くの地域の子どもたちや異世代の人々と同一施設の中で共に過ごし関わることで、日々切磋琢磨しあい、人間形成上最も重要である社会

性を培う。子どもは人と人を結びつけるかけがえのない存在であり、子育て・子育ての拠点である「こども園」が地域の活性化を図り、生活の向上及び経済的発展へと導くことができる。

5 当該規制の特例措置の内容

【特例措置の必要性】

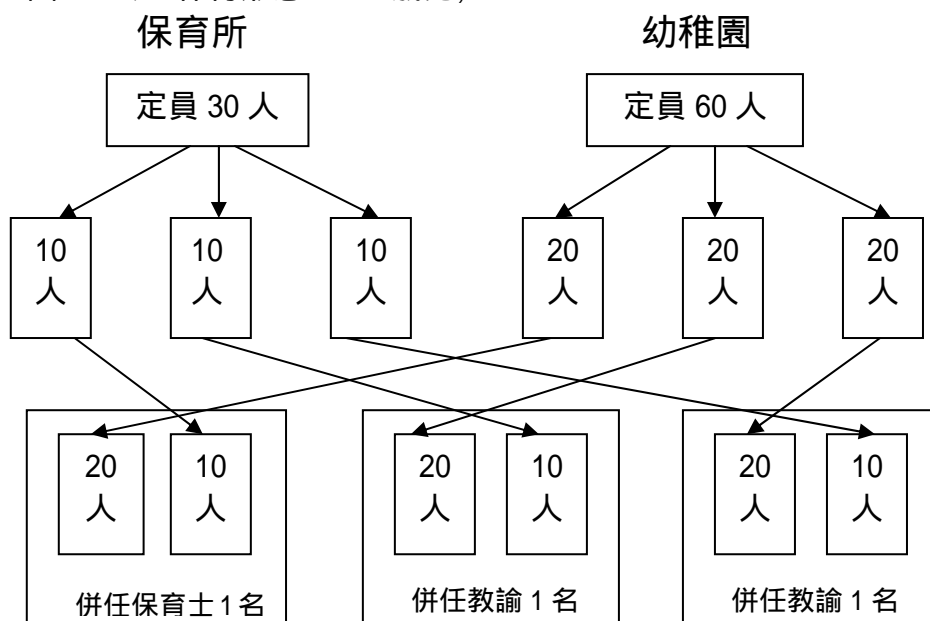
少子化の進行、核家族化の増大、地域コミュニティの希薄化などにより、地域においては、子ども同士の交わりの中で育ちあう環境が減少しており、社会性が育まれにくくなっている。

本市の幼稚園においても少人数化しており、幼児同士のふれ合う機会が減少し、社会性を育むうえで必要な集団教育（保育）が成立し難い状況が一部に発生している。そのため、異年齢の子ども達や同年齢の子ども達が関わりあい、集団生活を通して社会のルールなどを学び、健やかに成長できるような保育環境を整備することが必要であり、幼稚園、保育所の4，5歳児の合同活動（合同保育）を実施する必要がある。

【特例措置の内容】

保育所における合同保育は、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき整備された保育所施設（こども園、既存保育所）の4歳児及び5歳児それぞれのクラスにおいて、保育士と幼稚園教諭の両資格を有し、保育所の保育士と幼稚園の幼稚園教諭の双方の併任発令をされている職員のもとに、幼稚園教育要領および保育所保育指針を基に作成した習志野市保育一元カリキュラムにより、クラスの定員内で、幼稚園児と保育所児の合同活動（合同保育）を実施する。

(こども園における保育形態 4.5歳児)



(保育の流れ)

7 : 0 0	こども園開園
7 : 0 0 ~	保育所児随時登園
8 : 5 0 ~ 9 : 0 0	幼稚園児随時登園
9 : 0 0 ~	合同活動 (幼稚園児保育所児同一クラスにて) <ul style="list-style-type: none">・好きな遊びをする。(主体的な遊び)・課題のある遊び。・集団的な遊び・行事への参加・表現、文化体験・自然、社会体験
1 1 : 3 0 ~	<ul style="list-style-type: none">・片付け・用便・汚れた衣服を着替える・給食時の活動をする(食事室に行く)<ul style="list-style-type: none">手洗い、準備、当番活動給食を食べる・片付け、歯磨き・好きな遊びをする (保育室、園庭)・午前中の活動の継続・降園時の活動をする<ul style="list-style-type: none">絵本、紙芝居をみる。 保育者の話を聞く等
1 3 : 3 0 ~	幼稚園児と保育所児の分離
1 4 : 0 0	幼稚園児降園
1 4 : 0 0 ~	幼稚園児預かり保育児と保育所児の合同保育
1 6 : 3 0 ~	保育所児随時降園
1 7 : 0 0	幼稚園児預かり保育終了
1 9 : 0 0	こども園閉園

幼稚園における合同保育は、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき整備された統合施設(こども園)の4歳児及び5歳児それぞれのクラスにおいて実施する。

【特例措置適用の要件】

- 1 幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準（面積・職員配置）を満たしていること。

(1) 面積

ア．保育室面積（保育所）

	定員	現員 (実施人数)	学級数	保有面積:児童福祉施設最低基準
4歳児	30	22	1	62.40 m ² 59.40 m ² (1.98×30)
5歳児	30	20	1	62.40 m ² 59.40 m ² (1.98×30)
合計	60	42	2	

実施人数は、H16.5.1の入所児数。

イ．園舎の面積（幼稚園）

	定員	現員 (実施人数)	学級数	保有面積:幼稚園設置基準
4歳児	60	33	2	1,067.22 m ² 520 m ² (320+100×(学級数-2))
5歳児	60	46	2	
合計	120	79	4	

実施人数は、H16.5.1の園児数。

(2) 職員配置

	定員	現員 (実施人数)	職員配置	児童福祉施設最低基準	幼稚園設置基準
4歳児	90人	55人	3人	30人につき1人	35人につき1人
5歳児	90人	66人	3人	30人につき1人	35人につき1人
合計	180人	129人	6人		

実施人数は、H16.5.1の園児数。

2 職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること。

構造改革特別区域計画の認定後、幼保合同活動（合同保育）に当たっては、幼稚園教諭・保育士資格の併有資格者を配置し、幼稚園教諭及び保育所保育士の併任辞令を発令する。

3 保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであること。

本市は早くから「幼稚園の子ども」「保育所の子ども」ではなく「地域の就学前の子ども」としてとらえ、「幼保小関連教育」に取り組んできた。昭和40年代の前半から、小学校入学前の子どもたちに共通の経験をさせる目的で、幼稚園と保育所の子ども同士の交流を始めている。

さらに幼稚園・保育所・小学校職員で構成する「幼保小関連研修会」は、30余年の歴史と伝統をもって定期的に行われ今日も続いている。

昭和56年には、5歳児の保育・教育が小学校教育へ円滑につながるように、幼保で共通したカリキュラム（幼保基準カリキュラム）を作成し、幼保の共通理解と連携を深めてきている。

これらの経過を経て平成15年4月、習志野市の全ての就学前の子どもたちが、人権を尊重され、豊かな生活を享受し、健全な人間形成の基礎を培うことを目標に、幼稚園・保育所・小学校職員が連携して、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」を踏まえ、新しい時代の教育・保育・子育て支援を創造する際の方向性や基本的な視点を示す「習志野市就学前子どもの保育一元化カリキュラム指針」を策定した。さらに本指針を受けて保育内容を具体的に表現した「保育一元カリキュラム」を基本として保育を実践していく。